

秩父広域市町村圏組合における電子納品について

秩父広域市町村圏組合では、工事及び業務委託について「秩父広域市町村圏組合電子納品運用ガイドライン」に基づき、電子納品を試行実施しています。

実施にあたっては、埼玉県と同様に工事については写真のみを対象とします。

なお、電子納品を円滑に実施するために発注者及び受注者は、十分に協議の上進めるようご協力をお願いします。

試行実施概要

- 1. 電子納品の規則は、国土交通省の要領・基準（案）を適用します。**
 - 全国的に統一されたルールを用いることで、ノウハウを共有できます。
 - 業務委託については、当面、発注者と受注者との協議によりファイル形式等を確認します。
- 2. 電子納品を基本としますが、着手時の協議により決定します。**
 - 工事については、工事写真のみを電子納品の対象とします。
 - 発注者と受注者との協議により、電子納品の対象又は対象外を決定します。
- 3. 電子媒体は、CD-R 又は DVD-R で作成するものとします。**
- 4. 工事写真は、土木関係と建築関係で異なるので注意してください。**
 - 土木関係は、XML 形式とします。
 - 建築関係は、埼玉県の「営繕事業における電子納品について」及び「建築・設備工事電子納品写真要領」により作成します。